



平成 29 年 2 月 9 日

各 位

会社名 東海汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 山崎 潤 一
(コード番号 9173 東証第 2 部)
問合せ先 専務取締役 石川 寛治
(TEL 03-3436-1131)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 9 日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 3 月 23 日開催予定の第 192 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、本年 7 月 1 日をもって、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 7 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決する事を条件といたします。

なお、本件にかかる定款の一部変更は、会社法 195 条第 1 項の定めに基づき、取締役会決議によって行うものです。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持し、また株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の割合 平成 29 年 7 月 1 日をもって、同年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 併合後の発行可能株式総数 880 万株（併合前：8,800 万株）
- ④ 株式併合により減少する株式数

| | |
|----------------------------|-------------|
| 株式併合前の発行済株式総数（平成28年12月31日） | 22,000,000株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 19,800,000株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 2,200,000株 |

- ⑤ 併合により減少する株主総数

平成 28 年 12 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

| 保有株式数 | 株主数（割合） | 所有株式数（割合） |
|-------|-----------------|----------------------|
| 総株主数 | 6,614名（100.00%） | 22,000,000株（100.00%） |
| 10株未満 | 194名（2.93%） | 456株（0.00%） |
| 10株以上 | 6,420名（97.07%） | 21,999,544株（100.00%） |

本株式併合を行った場合、保有株式数が 10 株未満の株主様 194 名（その所有株式の合計は 456 株。平成 28 年 12 月 31 日現在）が株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、その代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配します。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年7月1日をもってその効力が生じることとなります。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式の併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年7月1日をもって、以下のとおり変更されます。

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,800万株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>880万株</u> とする。 |
| (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 | (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 |

4. 日程 (予定)

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成29年2月9日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成29年3月23日 |
| (3) 株式併合の効力発生日 | 平成29年7月1日 |
| (4) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成29年7月1日 |
| (5) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成29年7月1日 |

以上

(ご参考)

単元株式数の変更および株式の併合についてのQ & A

Q1. 単元株式数の変更とはどのような意味ですか？

単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数です。今回当社では単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q2. 株式併合とはどのような意味ですか？

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株につき1株の割合に併合することを予定しております。

Q3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月までにすべての国内上場会社の株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、先日の取締役会において、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

一方で証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めており、この水準を維持し、かつ株主様の権利にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、当社発行株式について10株を1株といたしたく存じます。

Q4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

株式を併合しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、今回の株式併合により株主様の所有株数は10分の1となりますが、逆に株式1株あたりの資産価値は10倍となります。従いまして、株式市場の変動など、他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q5. 所有株式数と議決権数はどうなりますか？

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年6月30日時点での株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数(1未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

Q6. 株式併合により1株未満の端数が生じた場合は？

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、その代金を端数が生じた各株主様に対して、端数の割合に応じて分配します。分配する時期は平成29年9月上旬を予定しております。なお、併合前の所有株式が10株未満の場合は、株式併合によりすべての所有株式が端数となりますので、株主としての地位を失う事となります。

Q7. 必要な手続きはありますか？

特に必要なお手続きはございません。なお、併合により端数が生じる株主様につきましては、端数株式を当社が一括で処分し、その代金を端数の割合に応じて交付いたします。

Q8. 株主優待制度に変更はありますか？

優待制度の内容を変更いたしますが、株式併合に伴う所有株式数の変更であり、優待の内容の変更はありません。変更の内容は下記のとおりとなり、平成 29 年 12 月 31 日現在の株主名簿に記録された 100 株以上ご所有の株主さまへの優待より実施いたします。

(下線部分に変更箇所となります。)

| 変更前 | 変更後 | 株主乗船 割引券 | 企画旅行 割引券 | 株主施設 割引券 |
|----------------------------------|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| <u>1000株以上</u> <u>1999株以下</u> | <u>100株以上</u> <u>199株以下</u> | 10枚 | 5枚 | 10枚 |
| <u>2000株以上</u> <u>3999株以下</u> | <u>200株以上</u> <u>399株以下</u> | 20枚 | 5枚 | 10枚 |
| <u>4000株以上</u> <u>5999株以下</u> | <u>400株以上</u> <u>599株以下</u> | 30枚 | 5枚 | 10枚 |
| <u>6000株以上</u> | <u>600株以上</u> | 40枚 | 5枚 | 10枚 |

Q9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

次のとおり予定しております。

| | |
|------------------|-----------------------|
| 平成 29 年 3 月 23 日 | 定時株主総会決議日 |
| 平成 29 年 6 月 27 日 | 1,000 株単位での売買最終日 |
| 平成 29 年 6 月 28 日 | 100 株単位での売買開始日 |
| 平成 29 年 7 月 1 日 | 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日 |
| 平成 29 年 9 月上旬 | 端数株式相当分の処分代金のお支払い |

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関して不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

※当社の株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
電話番号 0120-288-324 (フリーダイヤル)
受付時間 9 時～17 時 (土・日・祝日を除く)

以上